

公立大学法人横浜市立大学課外活動等補助金交付要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、課外活動のための事業を行う団体に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 この要綱による補助金の交付対象団体は、次の各号に掲げる団体とし、かつ学生が補助金以外の財源確保に努めていると認められる団体とする。

- (1) 横浜市立大学運動部連合会に所属する団体
- (2) 横浜市立大学文化部連合会に所属する団体
- (3) 横浜市立大学大学祭実行委員会
- (4) その他理事長が特に必要と認める団体

(交付対象事業)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる事業を交付対象とし、当該事業の活発な活動を助成及び支援する目的で、直接必要な経費を補助するものとする。

- (1) 課外活動（部活動）に供する事業
- (2) 横浜市立大学大学祭に供する事業
- (3) 神奈川県域内の地域貢献活動に供する事業
- (4) その他理事長が特に必要と認める事業

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表の金額を限度として予算の範囲内で決定する。

(手続及び必要書類)

第5条 補助金の交付のための手續及び必要書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助申請

補助金交付を受けようとする団体は、指定する期日までに所定の申請書に加え、申請に属する年度について、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- ア 活動計画が確認できる書類
- イ 補助金の使用目的並びに金額が確認できる書類

(2) 交付決定

理事長は、申請書類を受理後、速やかに申請書類を審査し、補助金交付の可否を申請団体に書面にて通知する。

(3) 活動報告

補助金交付を受けた団体は、指定する期日までに交付を受けた年度について次の書類を理事長に提出しなければならない。

- ア 活動内容が確認できる書類
- イ 補助金に関わる会計が確認できる書類
- ウ 補助金の支出使途並びに金額が確認できる書類

なお、支出が確認できる書類については、以下の条件を満たす領収書等を添付することとする。

- (ア) 宛名が団体名であること（個人名不可）。
- (イ) 用途が具体的に明記されていること。
- (ウ) 企業等の代表者印捺印等発行元が明らかであること。
- (エ) 金額に訂正がある場合は、企業等の代表者印で訂正印が押印されていること。
- (オ) 金融機関の振込明細書を領収書の代わりとして添付する場合は、請求書や案内など金額の明記してある書類を併せて提出すること。

(4) 補助金の返還

補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに補助金の返還をしなければならない。

ア 余剰金が生じた場合

所定の返還届を提出し、補助金の余剰金分を返還すること。

イ 活動報告について、理事長が次の各項に該当すると判断した場合

- (ア) 虚偽、そのほか不正な手続きで補助金の交付を受けているとき。
- (イ) 飲食代及び遊興費等補助金の用途として不適切であるとき。

交付の取消についての書面による通知を受領し、補助金の一部又は全額を返還すること。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定する別表の八景島マリーナ施設使用補助金は、同条に関わらず、令和 8 年度以降の補助金額については交付対象前年度の 9 月末までに申請団体との協議において決定する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表

対象補助金	金額	
課外活動補助金	一団体当たり 40,000 円	
地域貢献活動費	一事業当たり 20,000 円	
大学祭実行委員会補助金	250,000 円	
八景島マリーナ施設使用補助金	令和 6 年度 交付額	1,400,000 円
	令和 7 年度 交付額	1,300,000 円
東日本医科学生体育大会参加補助	55,000 円	